



後期高齢者医療制度からのお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

※医療費通知に記載されない場合
データ処理時期の影響や保険対象外の診療分、医療機関の請求遅れなどの理由により、受診記録が一部記載されない場合があります。

医療費通知は確定申告の医療費控除の医療費明細書として使用できます。ただし、申告に必要な内容が記載されていない場合があるので、医療費通知（2月発行分）だけではなく、領収書などを保管しておいてください。

確定申告の医療費控除に使用できます

医療費通知は、これまで8月と2月の年2回発送していましたが、今年度から年1回（2月）になりました。医療費通知は、被保険者の皆さんに健康に対する理解を深めてもらい、医療保険の健全な運営を図ることを目的に発送しています。この通知には、対象期間にかかった医療機関の名称や通院（入院）日数、また、その時にかかった医療費の総額や自己負担相当額などが記載されています。



医療費通知（医療費のお知らせ）の発行が年1回（2月）になります
医療費通知は、これまで8月と2月の年2回発送していましたが、今年度から年1回（2月）になりました。医療費通知は、被保険者の皆さんに健康に対する理解を深めてもらい、医療保険の健全な運営を図ることを目的に発送しています。この通知には、対象期間にかかった医療機関の名称や通院（入院）日数、また、その時にかかった医療費の総額や自己負担相当額などが記載されています。

医療費通知を確定申告に利用する場合の注意点

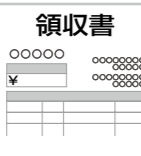
医療費通知の自己負担相当額は、領収書の額と算出方法が異なります。任意保険の給付や公的医療費助成、高額療養費の給付などがある場合は、金額に若干の相違があるため、ご自身で金額を訂正していただく必要があります。



令和2年1月～10月診療分の医療費通知は、確定申告に利用できますが、令和2年11月～12月診療分および保険対象外の診療分など医療費通知に記載がないものは領収書が必要です。

医療費通知の再発行はできませんので、領収書と一緒に大切に保管してください。

大切に保管



なお、医療費控除で使用した医療費通知や領収書などは、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

令和2年分の確定申告の医療費控除

	令和元年分の申告対象	令和2年分の申告対象	
診療時期	令和元年11月～12月診療分	令和2年1月～10月診療分	令和2年11月～12月診療分
必要書類	医療費通知 (令和3年2月発行)		領収書 (随時発行されたもの)
注意	前年申告分なので計算から除外してください	医療費通知に記載のない控除対象支出分は、領収書が必要です	2月発行の医療費通知にデータが間に合わないため領収書が必要です

医療費控除の申告に関することは、観音寺税務署（☎25・2191）にお問い合わせください。



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
普通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある皆さんへ

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の年金額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める（追納する）ことができます。

ただし、免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納は、古い月のものから納めることとなります。

申し込みの手続き

年金手帳またはマイナンバーカードなど、本人確認ができるもの、印鑑を持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。

ご存じですか？

国民年金の任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない人や、40年の納付済み期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない人で、厚生年金や共済組合に加入していない人は、次のとおり60歳を過ぎても国民年金に

任意加入することができます。①年金額を増やしたい人は、65歳までの間

②受給資格期間を満たしていない人は、70歳までの間（昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る）

③海外に在住する日本人は、20歳以上65歳未満の人

申し込みの手続き
年金手帳またはマイナンバーカードなど、本人確認ができるもの、印鑑、通帳、金融機関届け出印を持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。

社会保険労務士による無料年金相談

日時・場所

9月9日（水）午前10時～午後3時
危機管理センター

●持っていくもの

年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。

●問い合わせ

街角の年金相談センター高松（オフィス）
☎087（811）6020



金属ごみ・有害ごみを収集します

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

収集日 9月30日（水）
※午前8時までに出してください。
収集場所
自治会ごみステーション

収集品目と出し方

- ①乾電池
- ②蛍光灯・電球
- ③水銀体温計・水銀温度計
- ④使い捨てライター
- ⑤金属ごみ（やかん、鍋、フライパン、傘の骨などの家庭用金属製品）



5つの品目ごとに分けて、キャリーに入れて出してください。

注意事項

- ・50cm以上のものは、粗大ごみになります。
- ・傘は、骨以外のビニールや布を取り除いてください。
- ・事務所や商店、農業などの事業活動に伴うごみは回収できません。

※市役所・各支所の持込場所でも、毎月2回（第2・4日曜日の午前7時～9時）回収しています。